

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連結事業
年度等

・
・

法人名

()

別表六の二(二)付表 平二十七・四・一以後終了連結事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六の二(二)「21」)		1	円	区 分		国外所得対応分		
						①	②	
					円	円		
当期の連結控除限度個別帰属額の計算	当期の連結控除限度額 (別表六の二(二)「11」)	2		当期の個別帰属額の計算	国外の当期利益又は当期欠損の額	15		
	当期の個別国外所得金額	個別国外所得の金額 (45) (マイナスの場合は0)	3			納付した個別控除対象外国法人税額 (別表六の二(二)「7」)	16	
		連結国外所得の金額 (別表六の二(二)「8」)	4			交際費等の損金不算入額の個別帰属額	17	
		連結国外所得金額 (別表六の二(二)「10」)	5			貸倒引当金の戻入額	18	
		$(5) \times \frac{(3)}{(4)}$	6				19	
							20	
							21	
							22	
	個別国外所得金額 (3)と(6)のうち少ない金額)	7				23		
						24		
						25		
						26		
						27		
						28		
				小 計	29			
各連結法人の個別国外所得金額の合計額 (各連結法人の(7)の合計)	8			貸倒引当金の繰入額	30			
連結控除限度個別帰属額 $(2) \times \frac{(7)}{(8)}$	9				31			
					32			
					33			
					34			
					35			
法第81条の15第1項により控除できる金額 (1)と(9)のうち少ない金額)	10				36			
					37			
法第81条の15第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	11				38			
					39			
法第81条の15第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	12				40			
					41			
計 (10)+(11)+(12)	13			小 計	42			
				仮 計 (15)+(29)-(42)	43			
個別帰属額 (13)	14			非課税国外所得の控除額 (43の②)	44			
				個別国外所得の金額 (43)-(44)	45			

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

個別控除対象外国法人税額の計算	円		地方法人税控除限度額の控除限度計算	円	
当期の個別控除対象外国法人税額 (1)	46		地方法人税控除限度額 (別表六の二(二)「44」)	49	
連結控除限度個別帰属額 (9)	47	外	地方法人税の控除限度個別帰属額 $(49) \times \frac{(7)}{(8)}$	50	
差引個別控除対象外国法人税額 (46) - ((47) + (47の外書))	48		控 除 で き る 金 額 (48)と(50)のうち少ない金額)	51	

別表六の二（二） 付表の記載の仕方

1 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

(1) この明細書は、連結法人が法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は措置法第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）若しくは第68条の93の3（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。

(2) 「当期の個別国外所得の金額の計算」の各欄は、次により記載します。

イ 「国外の当期利益又は当期欠損の額15」には、その連結法人が当期利益又は当期欠損の額のうち国外の利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。

なお、その計算の明細を記載した書類をこの明細書に添付してください。

ロ 「加算」及び「減算」の各欄には、「国外の当期利益又は当期欠損の額15」に記載された金額が個別国外所得の金額と異なる場合に、その調整をするため、別表四の二付表の記載に準じて記載します。

なお、ここでいう個別国外所得の金額とは、令第155条の28第3項本文（連結国外所得金額）に規定する連結国外所得金額のうち各連結法人に帰せられる金額をいいますが、その計算の基礎となる連結国外所得金額の計算に当たっては、次の点に御注意ください。

(イ) 措置法第68条の90第1項又は第4項（連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額

等の益金算入）の規定により益金の額に算入された金額（特定外国子会社等の所得に対して外国法人税を課さない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する特定外国子会社等に係る益金算入額を除きます。）及び措置法第68条の91第1項の規定により連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額は、その連結事業年度における連結国外所得の金額の計算上、益金の額とします。

(ロ) 措置法令第39条の118第11項（特定外国子会社等に係る個別控除対象外国法人税額の損金算入）の規定により損金の額に算入する金額は、その連結事業年度における連結国外所得の金額の計算上も損金の額とします。

ハ 「①のうち非課税所得分②」の各欄は、令第155条の28第3項（連結控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載します。

2 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

(1) この明細書は、連結親法人又は連結子法人が地方法人税法第12条第2項（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に連結親法人又は各連結子法人ごとに記載します。

(2) 「連結控除限度個別帰属額47」の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第2項（外国税額の控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載します。